

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年4月27日(2017.4.27)

【公表番号】特表2015-536754(P2015-536754A)

【公表日】平成27年12月24日(2015.12.24)

【年通号数】公開・登録公報2015-081

【出願番号】特願2015-546416(P2015-546416)

【国際特許分類】

A 6 1 M 16/08 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 16/08 3 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成29年3月27日(2017.3.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

らせん状に巻回されて、長手方向軸と、前記長手方向軸に沿って延在する内腔と、前記内腔を包囲する中空壁とを有する細長いチューブを少なくとも部分的に形成する中空体を備える、第1細長部材であって、前記壁が、前記内腔に近接する側の内側部分と前記内腔から離れる方向に面している外側部分とを有する、第1細長部材を具備し、

前記壁の前記内側部分が、前記壁の前記外側部分より厚さが小さく、

前記壁の前記外側部分の厚さが、0.14mmから0.44mmの範囲であり、前記壁の前記内側部分の厚さが0.05mmから0.30mmの範囲である、呼吸チューブ。

【請求項2】

らせん状に巻回され、かつ前記第1細長部材の隣接する巻きの間に接合された第2細長部材であって、前記細長いチューブの前記内腔の少なくとも一部を形成している第2細長部材をさらに具備する、請求項1に記載の呼吸チューブ。

【請求項3】

前記壁の前記外側部分の厚さが0.22mmである、請求項1または2に記載の呼吸チューブ。

【請求項4】

前記壁の前記外側部分の厚さが0.24mmである、請求項1または2に記載の呼吸チューブ。

【請求項5】

前記壁の前記内側部分の厚さが0.16mmである、請求項1~4のいずれか一項に記載の呼吸チューブ。

【請求項6】

前記壁の前記内側部分の厚さが0.10mmである、請求項1~4のいずれか一項に記載の呼吸チューブ。

【請求項7】

呼吸チューブであって、

中空体構成要素を備える第1細長部材を具備し、

前記チューブの端部に最も近い300mmの少なくとも一部における前記チューブの重量/長さが、0.08g/mm未満である、呼吸チューブ。

【請求項 8】

前記第1細長部材が、らせん状に巻回されて、長手方向軸と、前記長手方向軸に沿って延在する内腔と、前記内腔を包囲する中空壁とを有する細長いチューブを少なくとも部分的に形成する中空体を備える、請求項7に記載の呼吸チューブ。

【請求項 9】

らせん状に巻回され、かつ前記第1細長部材の隣接する巻きの間に接合された第2細長部材であって、前記細長いチューブの前記内腔の少なくとも一部を形成している第2細長部材をさらに具備する、請求項8に記載の呼吸チューブ。

【請求項 10】

前記第2細長部材に埋め込まれるかまたは封入された1本または複数本の複数の導電性フィラメントを具備する、請求項9に記載の呼吸チューブ。

【請求項 11】

前記1本または複数本の導電性フィラメントのうちの少なくとも1本が、加熱フィラメントである、請求項10に記載の呼吸チューブ。

【請求項 12】

前記1本または複数本の導電性フィラメントのうちの少なくとも1本が、検知フィラメントである、請求項10または11に記載の呼吸チューブ。

【請求項 13】

前記チューブの端部に最も近い300mmにおけるチューブ質量が、24g未満である、請求項7～12のいずれか一項に記載の呼吸チューブ。

【請求項 14】

前記チューブの端部に最も近い300mmの少なくとも一部における前記チューブの重量／長さが、0.06g/mm未満である、請求項7～13のいずれか一項に記載の呼吸チューブ。

【請求項 15】

前記チューブの端部に最も近い300mmにおける前記チューブの質量が、16g未満である、請求項7～14のいずれか一項に記載の呼吸チューブ。

【請求項 16】

前記壁の厚さが最大0.50mmである、請求項7～15のいずれか一項に記載の呼吸チューブ。

【請求項 17】

呼吸チューブであって、

らせん状に巻回されて、長手方向軸と、前記長手方向軸に沿って延在する内腔と、前記内腔を包囲する中空壁とを有する細長いチューブを少なくとも部分的に形成する中空体を備える、第1細長部材であって、前記壁が、前記内腔に近接する側の内側部分と前記内腔から離れる方向に面している外側部分とを有する、第1細長部材を具備し、

前記複合チューブの少なくとも一部において、2.5mmプローブによって前記壁の前記外側部分に力が加えられると、前記壁の前記外側部分が前記内側部分に接触するまで、前記外側部分が、式：

$$D > 0.5 \times F 2.5$$

を満足する垂直距離だけたわみ、式中、Dがミリメートルでの垂直距離を表し、F2.5が、前記2.5mmプローブによって加えられるニュートンでの力を表す、呼吸チューブ。

【請求項 18】

らせん状に巻回され、かつ前記第1細長部材の隣接する巻きの間に接合された第2細長部材であって、前記細長いチューブの前記内腔の少なくとも一部を形成している第2細長部材をさらに具備する、請求項17に記載の呼吸チューブ。

【請求項 19】

前記2.5mmプローブによって1Nの力が加えられると、前記外側部分が1mmを超えてたわむ、請求項17または18に記載の呼吸チューブ。